

鳥取市消費者団体連絡協議会設立50周年記念事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市消費者団体連絡協議会設立50周年記念事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市消費者団体連絡協議会設立50周年記念事業（以下「記念事業」という。）の実施を支援することにより、設立50周年の節目の年を迎える鳥取市消費者団体連絡協議会（以下「消団連」という。）の消費者啓発活動等に対する市民の理解を深め、自らが主体的かつ合理的に行動できる賢い消費者となるための気運の醸成を図り、もって市民の消費生活の安定と向上に資することを目的として交付する。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者は、消団連とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、記念事業のうち、第2条に規定する交付目的の達成に資すると市長が認めるものとする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、市長が必要と認めたものとする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 規則第4条の規定による本補助金の交付申請は、補助対象事業を実施する日から起算して10日前までに行わなければならない。

(承認を要しない変更)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第9条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(概算払)

第10条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本補助金は、概算払により交付することができるものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による本補助金の実績報告は、補助対象事業の完了、中止若しくは廃止の日から起算して30日を経過する日又は令和8年3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか本補助金について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき交付の決定がなされた補助対象事業については、なお従前の例による。